

# 資料編

# 目次

- 【資料1】 松田町防災会議条例
- 【資料2】 松田町防災会議運営要綱
- 【資料3】 消防力の現況
- 【資料4】 消防水利
- 【資料5】 街頭消火器
- 【資料6】 燃料（ガソリン、軽油、灯油、プロパン）調達先
- 【資料7】 履物、寝具、衣類調達先
- 【資料8】 食糧品（米、小麦粉、味噌、醤油、塩）調達先
- 【資料9】 日用品調達先
- 【資料10】 地震時に揺れやすい区域
- 【資料11】 水害予防のための地盤高線図
- 【資料12】 自主防災組織機能発揮連絡図
- 【資料13】 松田町災害対策本部条例
- 【資料14】 土砂災害ハザードマップ（資料編）
- 【資料15】 土砂災害ハザードマップ（松田地区）
- 【資料16】 土砂災害ハザードマップ（寄地区）
- 【資料17】 洪水ハザードマップ
- 【資料18】 情報発表用紙
- 【資料19】 注意報の発表様式
- 【様式20】 台風情報発表様式
- 【資料21】 警報信号
- 【資料22】 被害状況報告
- 【資料23】 被害の程度
- 【資料24】 被害状況調書
- 【資料25】 松田町防災行政無線設置及び配備表
- 【資料26】 松田町消防力現勢表
- 【資料27】 水防隊編成図
- 【資料28】 主要材料販売業者
- 【資料29】 町内医薬品取扱業者
- 【資料30】 町内医療機関
- 【資料31】 感染症指定医療機関
- 【資料32】 町内建設・建築業者
- 【資料33】 緊急通行車両確認申出書
- 【資料34】 緊急輸送車両確認申出書
- 【資料35】 自衛隊の災害派遣要請の要求について（要請）
- 【資料36】 松田町の被害状況について（通知）
- 【資料37】 自衛隊災害派遣に係る活動記録
- 【資料38】 自衛隊の災害派遣の撤収について（要請）
- 【資料39】 関係警察機関一覧表

- 【資料4 0】 消防団編成図
- 【資料4 1】 水防標識
- 【資料4 2】 水防腕章
- 【資料4 3】 水防信号
- 【資料4 4】 建造物の耐震診断基準（参考）
- 【資料4 5】 松田町地震災害警戒本部条例
- 【資料4 6】 土砂災害警戒区域（がけ崩れ）等一覧
- 【資料4 7】 土砂災害警戒区域（土石流）等一覧
- 【資料4 8】 ペット避難ガイドライン

【主な協定一覧】

- 【消防1】 秦野市と松田町消防相互応援に関する協定書
- 【消防2】 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書
- 【応援1】 災害時における相互応援に関する協定書（松田町と光町）
- 【応援2】 災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町及び松田町）
- 【応援3】 災害時における相互援助に関する協定書（県西地域広域市町村圏を構成する市町）
- 【場 所】 災害時における福祉避難所に関する協定書（宝珠会）
- 【燃 料】 災害時における燃料補給に関する協定書（BCP）
- 【廃棄物】 災害時における災害廃棄物に関する協定書（神奈川県産業資源循環協会）

【資料1】

松 田 町 防 災 会 議 条 例

昭和38年9月7日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、松田町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松田町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて松田町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
  - (9) その他町長が必要と認める機関のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 9 月 10 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 22 日条例第 1 号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 21 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 松田町防災会議委員名簿

会 長 松田町長

準拠条例	区 分	機関・役職
条例第 3 条第 5 項第 1 号	指定地方行政 機関	農林水産省 関東農政局 神奈川支局 地方参事官室 総括農政推進官
条例第 3 条第 5 項第 2 号	県職員	神奈川県県西地域 県政総合センター所長
		神奈川県県西土木事務所長
		神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター所長
条例第 3 条第 5 項第 3 号	県警察	松田警察署長
条例第 3 条第 5 項第 4 号	町副町長	松田町副町長
条例第 3 条第 5 項第 5 号	教育長	松田町教育委員会教育長
条例第 3 条第 5 項第 6 号	消防団長	松田町消防団長
条例第 3 条第 5 項第 7 号	指定公共機関	東日本電信電話株式会社 神奈川県西支店長
		東京電力パワーグリッド株式会社 小田原支社長
		一般社団法人 足柄建設業協会長
		東海旅客鉄道株式会社 松田駅長
		小田急電鉄株式会社 秦野駅長
		富士急湘南バス株式会社 代表取締役社長
		中日本高速道路株式会社 御殿場保全サービスセンター所長
条例第 3 条第 5 項第 8 号	自主防災組織	松田地区自主防災会長
		寄地区自主防災会長
	学識経験者	学識経験者(女性)
条例第 3 条第 5 項第 9 号	その他	小田原市消防本部消防長
		一般社団法人 足柄上医師会長
		松田町自治会長連絡協議会長
		陸上自衛隊 第 1 高射特科大隊長
		松田町民生児童委員協議会長
		松田町社会福祉協議会長

【資料2】

松 田 町 防 災 会 議 運 営 要 綱

(目 的)

第1条 この要綱は、松田町防災会議条例（昭和38年松田町条例第22号）第5条の規定に基づき、松田町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(部 会)

第5条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、防災業務を担当する課が処理する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、その都度会議にはかって決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

【資料3】 消防力の現況

(令和5年4月1日現在)

消防団員数	消防ポンプ自動車					水槽付消自防ポンプ車	三輪ポンプ自動車	その他の消防用車輛	手引動力ポンプ	小積型動力載ポンプ車	小型動力ポンプ	指令車
	A1級	A2級	B1級	B2級	計							
125人	—	5	—	—	5	—	—	—	—	2	9	1

【資料4】 消防水利

(令和5年4月1日現在)

消火栓	防火水槽
273基	80基

【資料5】 街頭消火器

(令和5年4月1日現在)

大型街頭消火器
259基

【資料6】 燃料（ガソリン、軽油、灯油、プロパン）調達先

商店名	住所	電話番号	備考
(有)高橋プロパン	松田町松田庶子 1181	82-0073	
(有)筆屋商店	松田町松田庶子 1886	83-0100	

【資料7】 履物、寝具、衣類調達先

商店名	住所	電話番号	備考
イワタヤ	松田町松田惣領 1160	82-0431	
大坂屋	松田町松田惣領 1338	82-1371	
器衣工房	松田町松田惣領 1251	82-0206	
レディースリヤマ	松田町松田惣領 1180	82-0502	

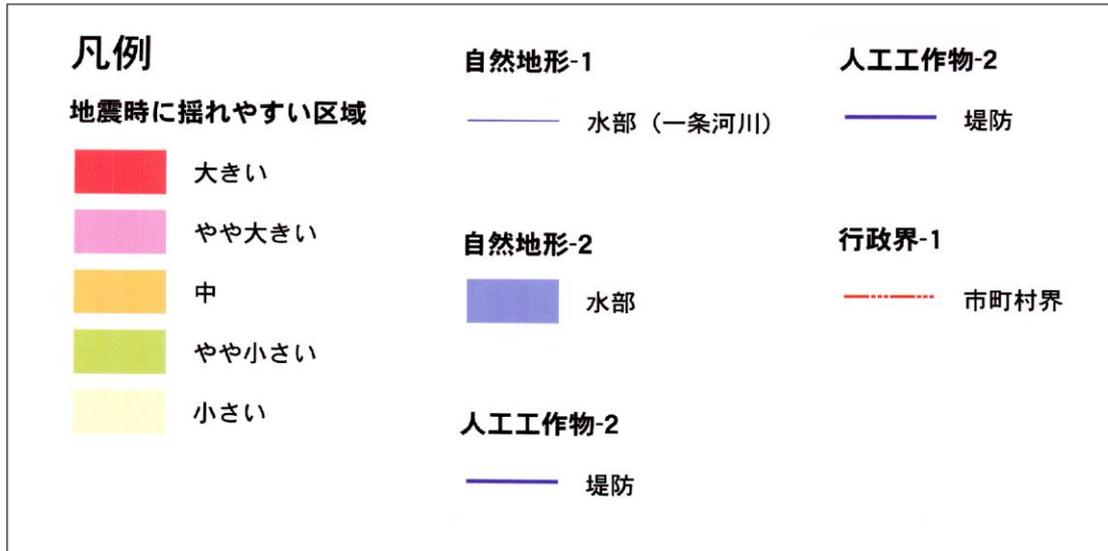
【資料8】 食糧品（米、小麦粉、味噌、醤油、塩）調達先

商店名	住所	電話番号	備考
セブンイレブン 小田急新松田店	松田町松田惣領1216-13	83-2118	
片岡酒店	松田町松田惣領 1934	82-1919	
島村酒店	松田町松田惣領 1774	82-0013	
株杉山	松田町松田惣領 1231	82-1381	
セブンイレブン 松田惣領店	松田町松田惣領 853	82-2296	
夏苺商店(有)	松田町松田惣領 822	82-6905	
(有)陶山青果店	松田町松田惣領 1890	83-1133	
ファミリーマート 新松田店	松田町松田惣領 203-3	82-6646	
株クワイートエス・ディー	横浜市青葉区荏田西2-3-2	045-914-8161	

【資料9】 日用品調達先

商店名	住所	電話番号	備考
内田紙店	松田町松田惣領 1904	82-1628	
遠藤電機	松田町松田惣領 2211	82-2024	
杉村電機商会	松田町松田惣領 1490	82-4518	
和田電機(株)	松田町松田惣領 1891	82-2351	
株クワイートエス・ディー	横浜市青葉区荏田西 2-3-2	045-914-8161	

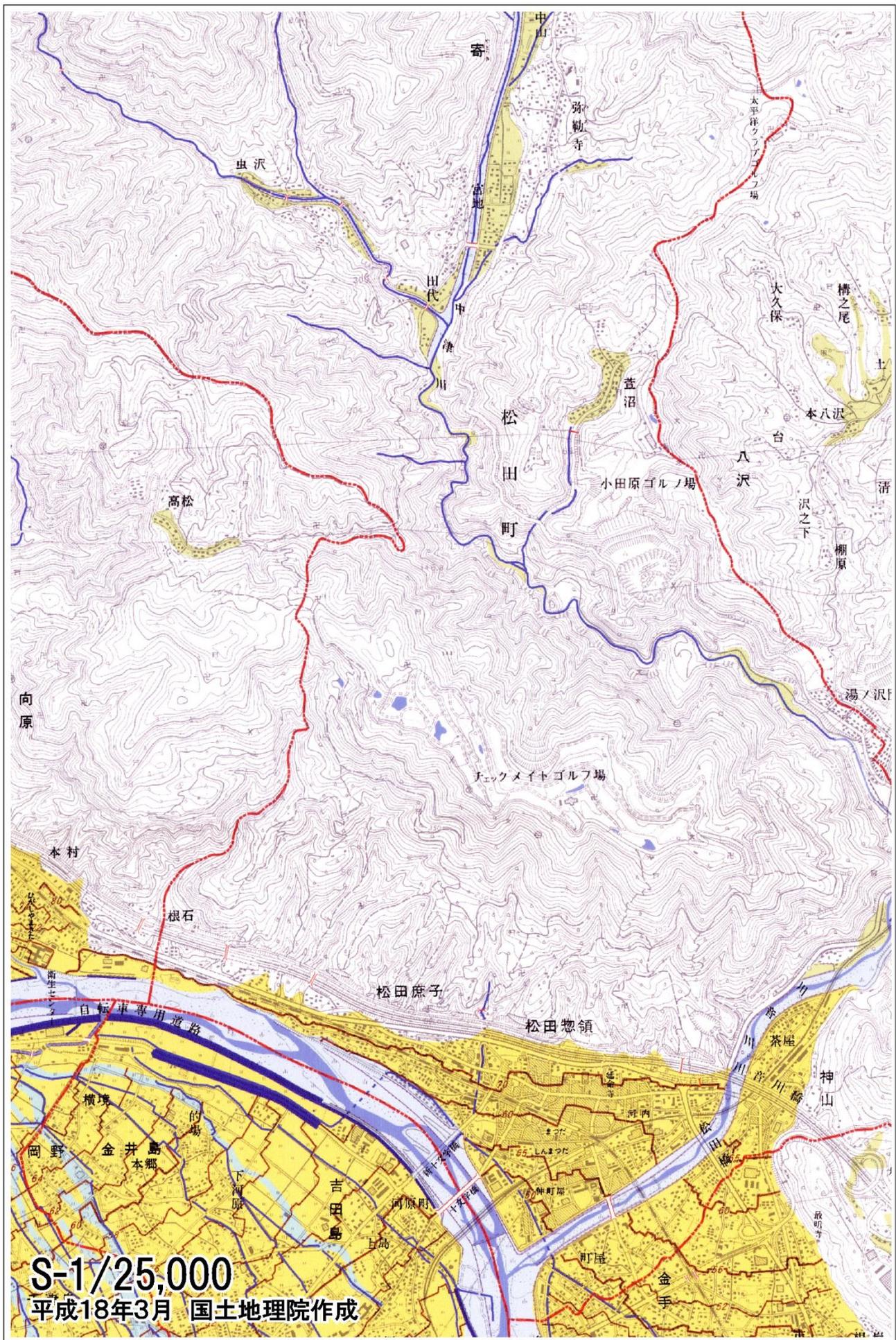
## 地形区分から読み取る地震時に揺れやすい区域



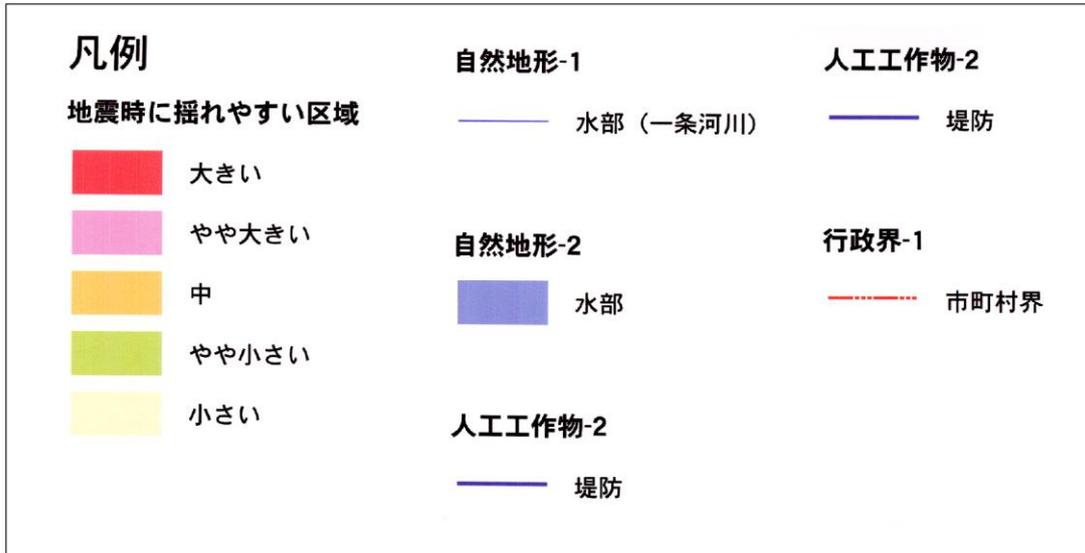
地震の揺れやすさ	地形区分
小さい	山地・斜面、崖、地すべり、台地・段丘（高位面、上位面、中位面、下位面）、 溪床堆積地
やや小さい	台地・段丘（低位面）、麓斜面、崖錐、扇状地、砂丘
中	緩扇状地、自然堤防、砂堆・砂州、天井川沿いの微高地、谷底平野・氾濫平野、 天井川の部分、高水敷、低水敷・浜
やや大きい	凹地・浅い谷、海岸平野・三角州、旧河道
大きい	後背低地、旧水部

この地図は、これまでの様々な地震災害調査から指摘されている地形と地震動災害との関係にもとづいて、土地条件図「小田原」の自然地形データの地形分類項目を地盤の揺れの大きさによって再分類して表示したものです。

一般に地震動による震動被害は、震源域からの距離が離れている場合は地盤による揺れの増幅効果のため低地に集中することがありますが、被害のあらわれ方は沖積層の厚さとその構成物質、建物の持つ固有周期などに大きく影響されます。したがって、単純に地形から地盤の揺れの大きさを確定することはできませんが、沖積層の厚さ・構成物質と地形との対応を考えると、例えば海岸平野・三角州、後背低地などの地下は他の地形と比較して軟弱な沖積層が厚い場合が多いので、下記の表のような読みかえをすることで、地震による地盤の揺れやすさを地形から推測することも可能です。



## 地形区分から読み取る地震時に揺れやすい区域



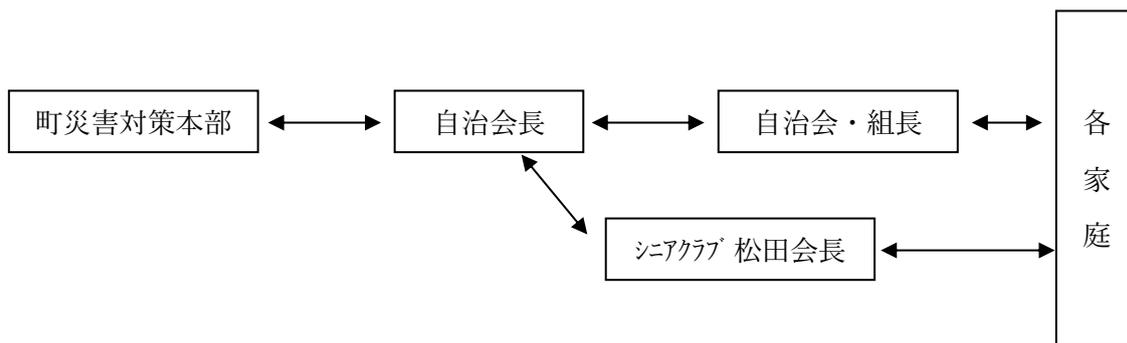
地震の揺れやすさ	地形区分
小さい	山地・斜面、崖、地すべり、台地・段丘(高位面、上位面、中位面、下位面)、 溪床堆積地
やや小さい	台地・段丘(低位面)、麓斜面、崖錐、扇状地、砂丘
中	緩扇状地、自然堤防、砂堆・砂州、天井川沿いの微高地、谷底平野・氾濫平野、 天井川の部分、高水敷、低水敷・浜
やや大きい	凹地・浅い谷、海岸平野・三角州、旧河道
大きい	後背低地、旧水部

この地図は、これまでの様々な地震災害調査から指摘されている地形と地震動災害との関係にもとづいて、土地条件図「小田原」の自然地形データの地形分類項目を地盤の揺れの大小によって再分類して表示したものです。

一般に地震動による震動被害は、震源域からの距離が離れている場合は地盤による揺れの増幅効果のため低地に集中することがありますが、被害のあらわれ方は沖積層の厚さとその構成物質、建物の持つ固有周期などに大きく影響されます。したがって、単純に地形から地盤の揺れの大小を確定することはできませんが、沖積層の厚さ・構成物質と地形との対応を考えると、例えば海岸平野・三角州、後背低地などの地下は他の地形と比較して軟弱な沖積層が厚い場合が多いので、下記の表のような読みかえをすることで、地震による地盤の揺れやすさを地形から推測することも可能です。



【資料1 2】自主防災組織機能発揮連絡図



## 松田町災害対策本部条例

(昭和39年5月15日条例第16号)  
改正 平成8年3月19日条例第2号  
平成24年9月21日条例第12号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、松田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成8年3月19日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成24年9月21日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 松田町土砂災害ハザードマップ

松田町安全防災担当室 令和4年1月発行

## 土砂災害ハザードマップ作成の目的

松田町土砂災害ハザードマップは、神奈川県が調査した土砂災害警戒区域の範囲と避難所や要配慮者利用施設など、土砂災害から身を守るために必要な情報を掲載しています。今回44箇所の土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)が新たに指定された(令和3年5月時点)ことに伴い、令和2年に作成された松田町洪水ハザードマップと併せて、新しく土砂災害ハザードマップを作成しました。本ハザードマップは災害から命を守るために更新された情報や土砂災害の基礎知識、事前の心構えなどの情報を掲載しています。災害が予想されるときは速やかに避難し、自らの命を守りましょう。

## 土砂災害警戒区域とは？

土石流や急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生じると認められた区域で土砂災害防止法に基づき県が調査、指定しています。

### 土石流

土砂が長雨や大雨によって一気に下流へ押し寄せると、一気に土石流が発生します。



### 急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊は地下にしみ込んだ雨により、土地の抵抗力が弱まり、斜面が急激に崩れ落ちる現象です。



### 地図面の表記



土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨時に避難が必要となる可能性があります。周辺の避難所を確認しておきましょう。

屋外にいるときは、逃げ遅れや逃げ遅れを避けながら、安全な建物に避難するようにしましょう。一方、土石流に巻き込まれそうになったら、土石流の流れる方向に対して、直角に逃げるようにしましょう。

## 土砂災害の兆候はどんなものか？

前兆を見たり、聞いたたりしたら自主的に安全な場所に避難しましょう。

**土石流**

- 川のの水が濁り、上流から木などが流れてくる
- 雨が降っているのに、川の水位が下がる
- 山鳴りや地鳴りが聞こえる

**崩壊 急傾斜地**

- がけから小石が落ちてくる
- 斜面にひび割れが起きる
- 湧水が湧ったり、新たに湧水が出現したりする

こんな前兆を見たり聞いたりしたら町役場まで連絡してください！

松田町役場(安全防災担当室) 0465-84-5540

## 町から発出される避難情報が変わりました

令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」が改定されました。警戒レベル4までに必ず避難できるように防災情報を確認し、避難の準備をしましょう。

警戒レベル	町が発令する情報	居住者等が取るべき行動	自主判断の参考となる情報
5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	大雨特別警報
4	避難指示	危険な場所から全員避難	土砂災害警戒情報
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難	大雨・洪水警報
2	-	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	-	災害への心構えを高める	早期注意情報

※1 町は様々な情報をもとに避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも気象情報と同じ警戒レベルの避難情報が同時に発令されるわけではありません。  
 ※2 高齢者等避難は、高齢者等以外の人も必要に応じて自らの行動を合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

参考情報 < 警報や注意報などの種類 >

**注意報**

大雨、雷、台風、洪水、急流、暴風

**警報**

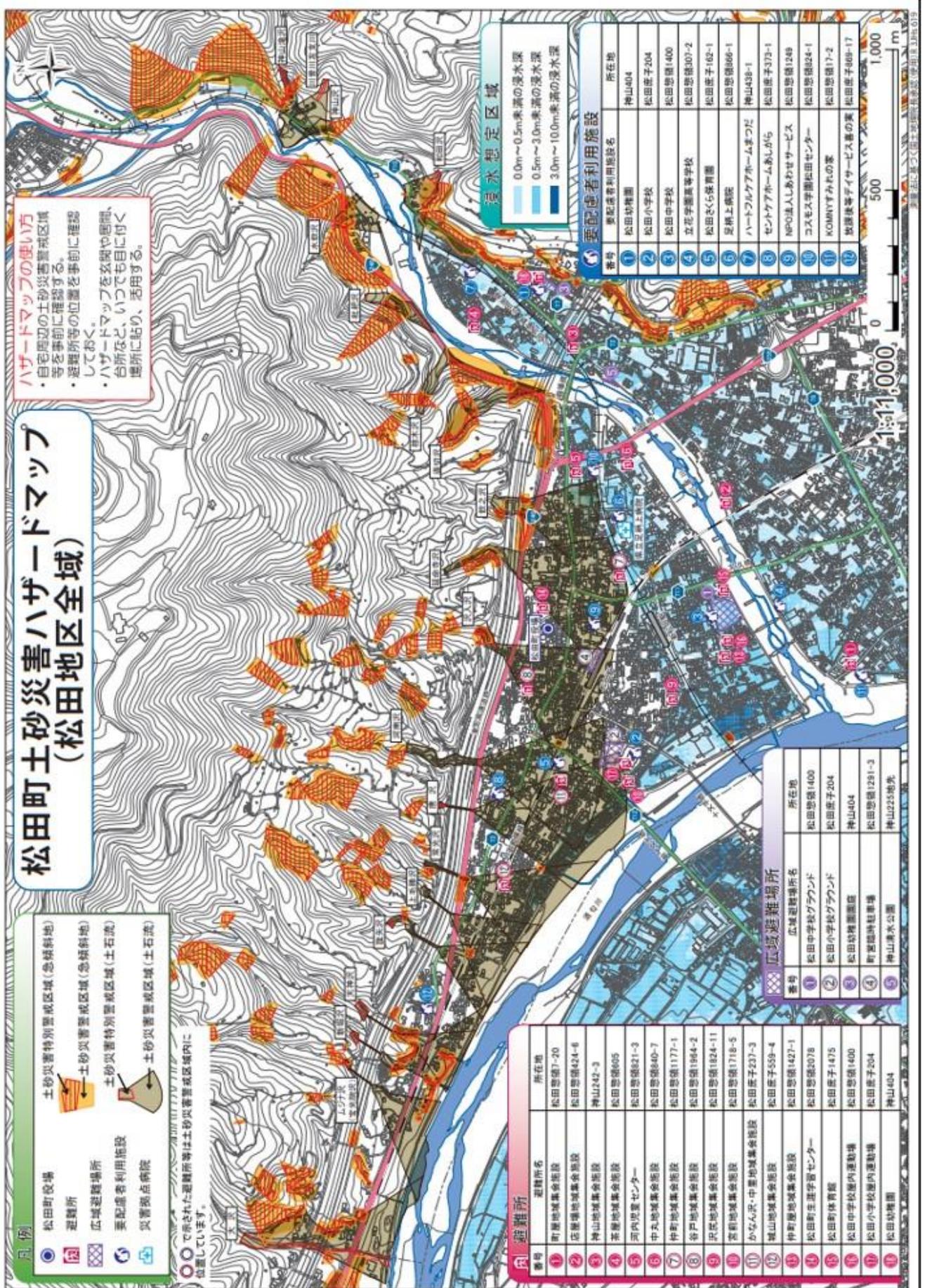
大雨(浸水警報)、土砂災害、暴風

**特別警報**

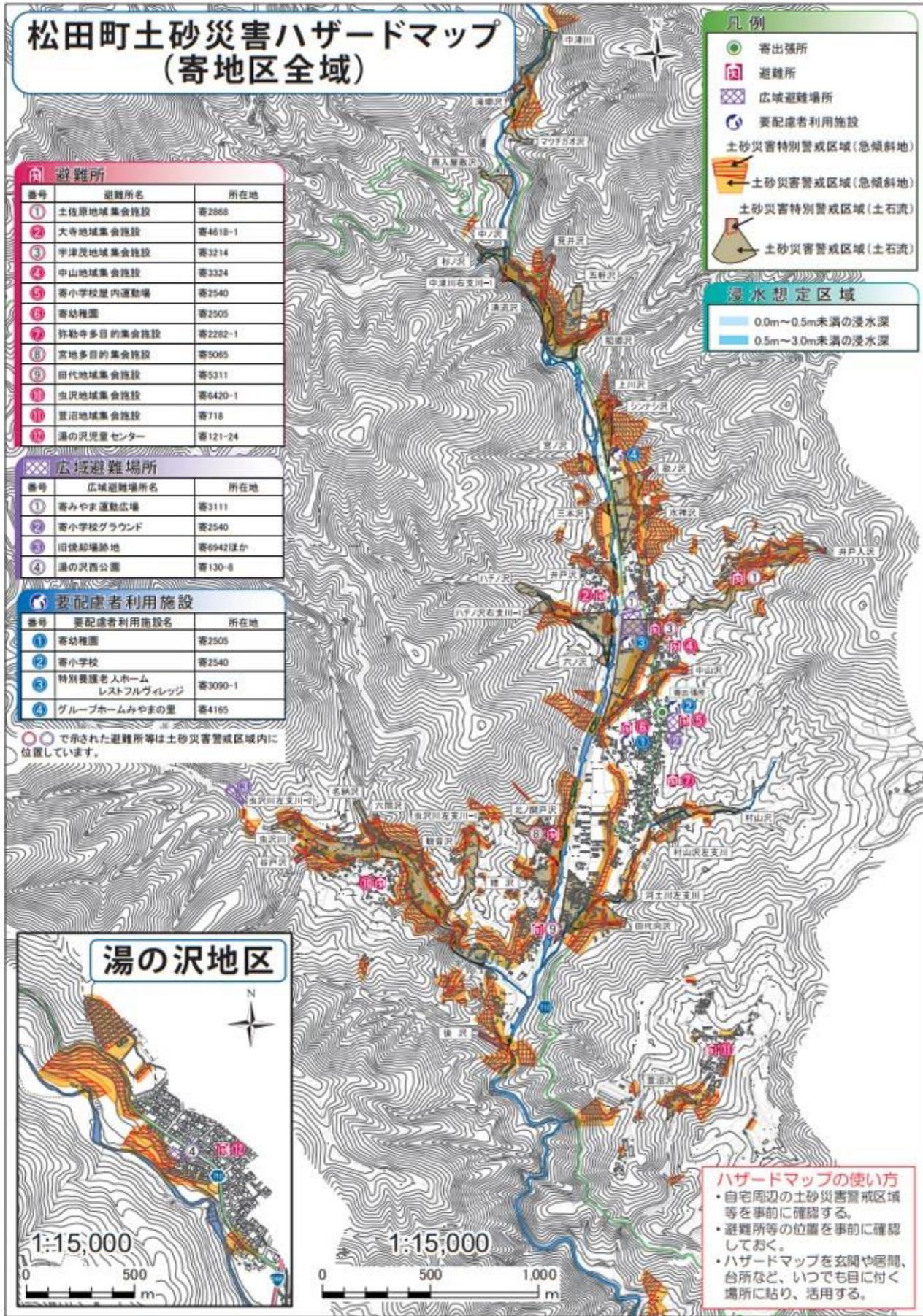
暴風の基準をはるかに超える現象、大雨(土砂災害、浸水警報)、暴風

注意報や警報のほかにも、次のような情報があります。  
**土砂災害警戒情報・緊要的短時間大雨情報(1時間雨量が100mmを超えた場合)など**  
 土砂災害警戒情報：大雨による土砂災害の危険が高まった市町村を特定して警報を呼びかける情報

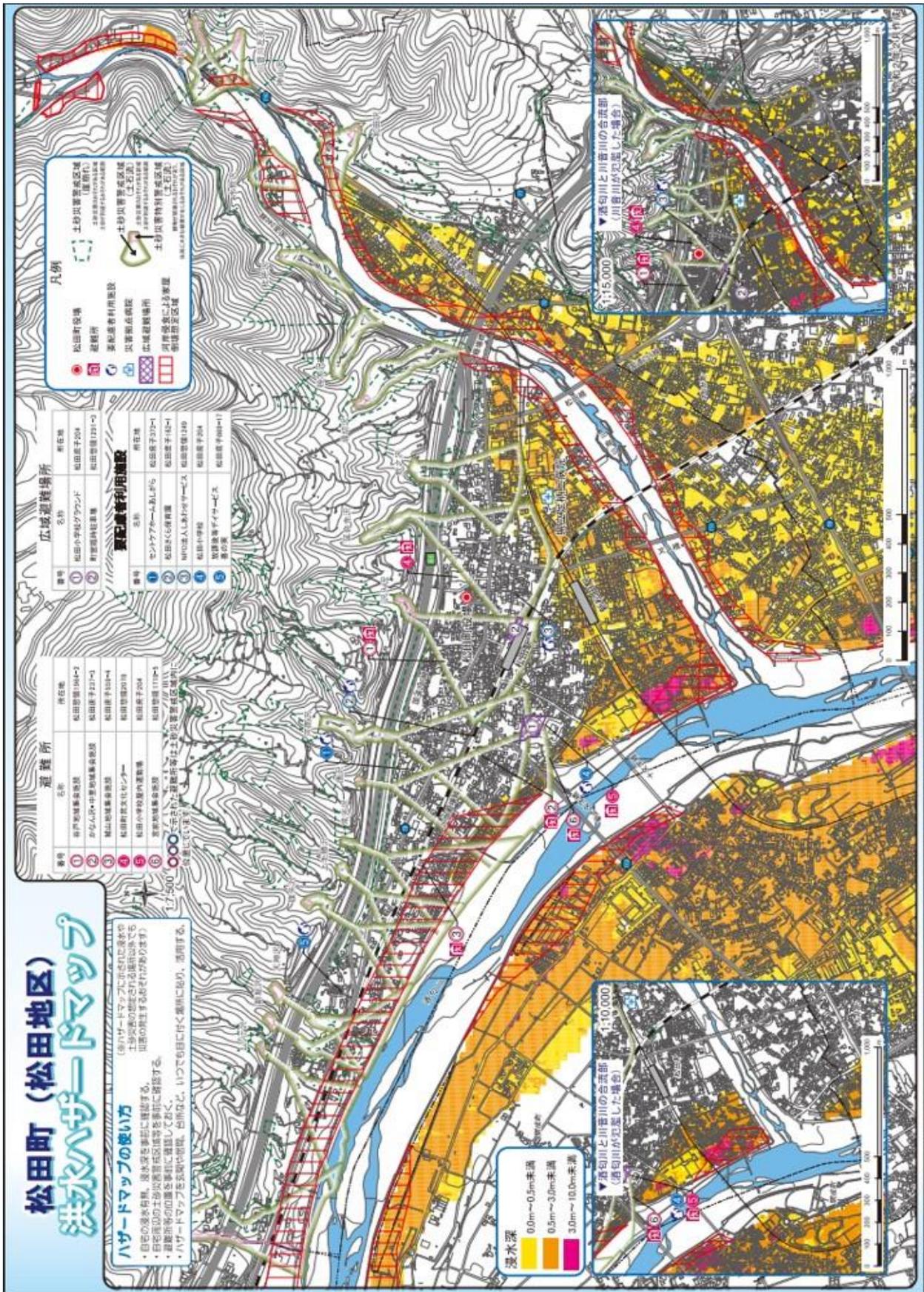
【資料15】土砂災害ハザードマップ（松田地区）



【資料16】土砂災害ハザードマップ（寄地区）



【資料17】洪水ハザードマップ





【資料19】 注意報の発表様式

横浜地方気象台 担当者

警 報	暴風雪		大雨		洪水		暴風		大雪		波浪		高潮		
注 意 報	大雨	大雪	風雪	雷	強風	波浪	洪水	高潮	濃霧	乾燥	低温	霜	着雪		
全 = 神奈川県全域に発表    東 = 東部に発表    西 = 西部に発表    海 = 沿岸の海域に発表															
	発表		切替え		解除	年 月 日 時 分			横浜地方気象台発表						
見出し警告文《 (警告のみ) 》															
1	雨	時間雨量									ミリ	ミリ			
		これから	までの雨量				ミリ	ミリ			ミリ	ミリ			
		降り始めから	までの総雨量				ミリ	ミリ			ミリ	ミリ			
	2	雪	これから	までの降雪の深さ				センチ	センチ			センチ	センチ		
			積雪					センチ	センチ			センチ	センチ		
	3	風	風向	最大風速		陸上	センチ	海上			センチ	センチ			
	4	波浪	波の高さ (有義波高)			東京湾	センチ	相模湾			センチ	センチ			
	5	高波	横浜港の最高潮位			時頃、東京湾平均海面上					センチ	センチ			
6	濃霧	見通し	陸上		センチ以下	海上			センチ以下	センチ以下					
7	乾燥	実効湿度		%以下	最小湿度					%以下	%以下				
8	低温	最低気温		℃以下											
警 戒 事 項	1	河川の増水		2	河川の氾濫		3	低地の浸水		4	山崩れ・崖崩れ				
	5	落雷		6	突風		7	強風		8	高波		9	高潮	
	10	塩風		11	早霜おそ霜		12	農作物の凍結		13	水道の凍結・破損				
	14	路面の凍結・スリップ			15	電線の着雪		16	火の元		17	に注意			

【様式20】 台風情報発表様式

〔台風情報発表用紙<その2 簡略形式>〕

年台風第 号に関する情報 第 号

年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

\_\_\_\_\_台風 第\_\_号が接近しています。  
現在、神奈川県には\_\_\_\_\_警報と\_\_\_\_\_注意報を継続中です。

台風 第 号の中心は 日 時には、 の  
北緯 度 分、東経 度 分にあつて、1時間におよそ キロの速さで に  
進んでいます。

中心気圧は \_\_\_\_\_hPa、中心付近の最大風速は \_\_\_\_\_メートルで、  
中心から 側 キロ、 側 キロ以内では風速25メートル以上の暴風になっています。  
また、中心から 側 キロ、 側 キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹い  
ています。

この台風の 日 時の測定位置は \_\_\_\_\_です。

台風の中心は、このあと 日 時には、 の  
北緯 度 分、東経 度 分を中心とする半径 \_\_\_\_\_キロの円内に達する見込みです。  
この円の中心から 側 キロ、 側 キロ以内では暴風域に入る恐れがあります。

さらに、台風の中心は 日 時には、 の  
北緯 度 分、東経 度 分を中心とする半径 \_\_\_\_\_キロの円内に達する見込みです。  
この円の中心から 側 キロ、 側 キロ以内では暴風域に入る恐れがあります。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

今後の警報・注意報及び台風情報に注意し十分に警戒して下さい。

担 当 者

【資料21】 警報信号

(1) 消防信号 (昭和36年4月自治省令第6号)

種 別		打 鐘 信 号		
消 防 信 号	火 災 信 号	近 火 信 号	○-○-○-○-○ (連 点)	3秒・2秒・短声・短声
		出 場 信 号	○-○-○ ○-○-○ (三点) (三点)	5秒・6秒・短声・短声
		応 援 信 号	○-○ ○-○ ○-○ (二点) (二点) (二点)	5秒・6秒・短声・短声
		報 知 信 号	○ ○ ○ ○ ○ (一 点)	
		鎮 火 信 号	○ ○-○ ○ ○-○ 班打 (一点) (二点) (一点) (二点)	
信 号	山 林 警 報 号	出 場 信 号	○-○-○ ○-○ 班打 (三点) (二点)	10秒・2秒・短声
		応 援 信 号	同 上	同 上
	火 災 警 報 号	火 災 警 報 号	○ ○-○-○-○ 班打 (一点) (四 点)	30秒・6秒
	火 災 警 報 号	○ ○ ○-○ 班打 (一点) (一点) (二点)	10秒・3秒・約1分	
演 習 招 集 信 号		○ ○-○-○ 班打 (一点) (三点)	15秒・6秒	
備考				
1. 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ1種又は2種以上を併用することができる。				
2. 信号継続時間は適宜とする。				
3. 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。				

(2) 水防信号 (昭和24年10月6日神奈川県水防消防信号規則)

水 防 信 号			
信号種別	警 鐘 信 号	サイレン信号	
水 防 信 号	第 1 信 号	○ ○ ○	5秒 休 5秒 休 5秒 休 5秒 休 止 止 止 止 止 止 15秒 15秒 15秒 15秒
	第 2 信 号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒 休 5秒 休 5秒 休 止 止 止 止 止 6秒 6秒 6秒
	第 3 信 号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 休 10秒 休 10秒 休 止 止 止 止 止 5秒 5秒 5秒
	第 4 信 号	乱 打	1分 休 1分 休 止 止 5秒 5秒
備考			
1. 信号は適宜の時間継続する。			
2. 必要があれば警報信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。			
3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。			

【資料 2 2】被害状況報告

被 害 状 況 報 告

松田町（第 報）

月 日 時現在

受信時刻 月 日 時 分

発信者

受信者

1. 災害の原因

2. 災害発生の日時

月 日 時 分

3. 災害発生場所又は地域

4. 災害に対しとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況

月 日 時 分設置

(2) 町のとった主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害援助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

自治会

世帯数

人員

(6) 消防機関の活動状況

ア. 出動人員（消防団員）

名

イ. 主な活動内容（使用した器材を含む）

【資料23】被害の程度

被害の程度

市 町 村 名			松 田 町		区 分			被 害	
報 告 番 号			第 報 ( 月 日 時現在)		非住家	公 共 建 物 他	棟 棟		
報 告 者 名					そ の 他	田	流出・埋没	ha	
区 分			被 害			田	冠 水	ha	
人 的 被 害	死 者		人			畑	流出・埋没	ha	
	行方不明者		人			畑	冠 水	ha	
負 傷 者	重 傷		人			文 教 施 設		箇所	
	軽 傷		人			病 院		箇所	
全 壊	棟		棟			道 路		箇所	
	世帯		世帯			橋 り よ う		箇所	
	人		人			河 川		箇所	
	棟		棟			港 湾		箇所	
	世帯		世帯		砂 防		箇所		
	人		人		水 道		箇所		
	棟		棟		清 掃 施 設		箇所		
	世帯		世帯		崖 く ず れ		箇所		
	人		人		鉄 道 不 通		箇所		
	棟		棟		船 舶 被 害		箇所		
	世帯		世帯		通 信 被 害		箇所		
	人		人						
棟		棟		り 災 世 帯 数		世帯			
世帯		世帯		り 災 者 数		人			
人		人							

区 分			災 市 害 町 策 本 村 部	名 称	松 田 町	
公 立 文 教 施 設	千円			設 置	月 日 時	
農林水産業施設	千円				月 日 時	
公 共 土 木 施 設	千円			解 散	月 日 時	
その他の公共施設	千円				月 日 時	
小 計	千円					
そ の 他	公共施設災害市町村数	団体		職 員 出 動 延 人 数	人	
	農 産 被 害	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円				
備 考	1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類状況 4. 消防機関の活動状況 5. その他					

【資料24】被害状況調書

1. 人的被害					第	区
死者・行方不明 重傷' 軽傷の別	氏名	年 齢	男女 の別	住所	被害を受 けた場所	備考

2. 住家の被害						第	区
全壊（焼・流失）半壊一部破 損・床上浸水・床下浸水の別	棟 数	氏名	住所	世帯 人員	備考		

3. 非住家の被害	事業所名		区名	
	工場・官公署・学校 ・病院・公民館の別	全壊（焼・流失）半壊一・部破 損・床上浸水・床下浸水の別	棟数	備考

【資料25】松田町防災行政無線（親局・子局）設置及び配備表

固定系親局（ぼうさいまつだ）

管理番号	管理名称	名称	設置住所	通信の相手方
1	防災松田	防災松田	松田惣領 2037	松田出荷センター

再送信子局

管理番号	管理名称	子局名称	設置住所	通信の相手方
1	松田出荷センター	茶屋 1	松田惣領 643	防災松田
				湯の沢児童センター
2	湯の沢児童センター	湯の沢 1	寄 121-25	松田出荷センター
				萱沼地域集会施設
3	萱沼地域集会施設	萱沼 1	寄 474	湯の沢児童センター
				虫沢地域集会施設
				寄出張所
				受信設備
4	虫沢地域集会施設	虫沢 1	寄 6420	萱沼地域集会施設
				受信設備
5	寄出張所	弥勒寺 2	寄 2538	萱沼地域集会施設
				受信設備

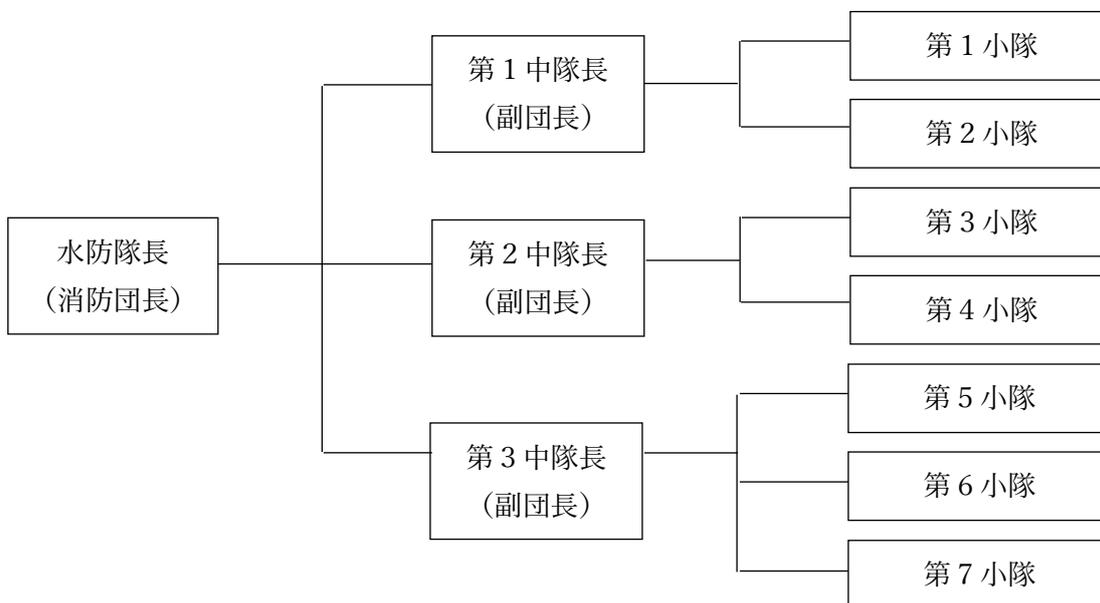
同報系子局設備

管理番号	管理名称	子局名称	設置住所	通信の相手方
1	田代浩一宅	城山 1	松田庶子 1037	防災松田
2	中屋敷町営住宅	城山 2	松田庶子 693	防災松田
3	第2分団詰所	中里 1	松田庶子 439	防災松田
4	さくら保育園	谷津 1	松田庶子 162	防災松田
5	松田駅前営臨時駐車場	仲町	松田惣領 1291-3	防災松田
6	第3分団詰所	仲町屋 1	松田惣領 1402-7	防災松田
7	東京電力松田寮	河内 1	松田惣領 860	防災松田
8	中丸児童公園	中丸 1	松田惣領 915-2	防災松田
9	健康福祉センター	町屋 1	松田惣領 17-2	防災松田
10	スプラポ	町屋 2	松田惣領 321	防災松田
11	松田上水道中河原水源	神山 1	神山 357	防災松田
13	神山広場	神山 2	神山 207-3	防災松田
14	松田幼稚園	神山 3	神山 404	防災松田
18	田代橋かあちゃんの店	宮地 1	寄 5238-1	(萱沼地域集会施設)
19	第5分団詰所	弥勒寺 1	寄 1696-4	(萱沼地域集会施設)
21	寄自然休養村管理センター	宇津茂 1	寄 3415	(萱沼地域集会施設)
22	土佐原地域集会施設	土佐原 1	寄 2873	(萱沼地域集会施設)
23	稲郷公衆便所	宇津茂 2	寄 4383	(萱沼地域集会施設)
24	店屋場公園	店場屋 1	松田惣領 414	防災松田
25	谷津児童遊園地	谷津 2	松田庶子 130-1	防災松田

【資料26】 松田町消防力現勢表

区分 名称	本 団	第 一 分 団	第 二 分 団	第 三 分 団	第 四 分 団	第 五 分 団	第 六 分 団	第 七 分 団	計
指令車	1								1
消防ポンプ自動車 (A-2)		1	1	1	1			1	5
小型動力ポンプ (B-3)		1	1	1	1	2	2	1	9
小型動力ポンプ 積載車						1	1		2

【資料27】 水防隊編成図



【資料28】主要材料販売業者

名 称	住 所	電話番号	備 考
市川金物店	松田町松田庶子 1525	82-2345	

【資料29】町内医薬品取扱業者

商 店 名	住 所	電話番号	備 考
イノ薬局新松田支店	松田町松田惣領 895-2	85-6650	
ファーマシーくすりばこ	松田町松田惣領 1375-1	82-8499	
クワイエットS・D大井松田店	松田町松田惣領 1536	82-8410	
たんぽぽ薬局	松田町松田庶子 1533-2	85-3359	
なでしこ薬局	松田町松田庶子 2044	84-1200	
薬局日本メディカル	松田町松田庶子 1030-1	46-8951	

【資料30】町内医療機関

医療機関名	住 所	電話番号	診療科目
神奈川県立 足柄上病院	松田町松田惣領 866-1	83-0351	全科
町国保診療所	松田町寄 2538	83-2119	内科
(医)佐藤内科医院	松田町松田惣領 1333	82-0565	内科
まごころ内科整形 外科クリニック	松田町松田惣領 992-1-3F	83-1789	内科、整形外科
(医)田村小児科医	松田町松田庶子 1532	82-1710	小児科
山田内科医院	松田町松田庶子 1543-1	83-0061	内科・小児科
(医)安藤眼科医院	松田町松田惣領 965-1	83-4545	眼科
にしこうり形成外 科・皮ふ科	松田町松田惣領 1196-1	44-4906	皮膚科・形成外科
鍵和田歯科医院	松田町松田惣領 1212-1	83-2184	歯科
西村歯科医院	松田町松田惣領 1375-1	84-1955	歯科
村山歯科医院	松田町松田惣領 1017-5	82-1217	歯科
小林歯科医院	松田町寄 1316-3	89-2508	歯科

【資料 3 1】感染症指定医療機関

医療機関名	住 所	電話番号	診療科目
神奈川県立 足柄上病院	松田町松田惣領 8 6 6 - 1	8 3 - 0 3 5 1	全科

【資料 3 2】町内建設・建築業者

業者名	代表者名	住 所	電話番号
(株)加藤工務店	加藤 信也	松田町松田惣領 1861	8 3 - 5 0 5 1
(有)足柄工務店	鍵和田 康範	松田町神山 277	8 3 - 2 4 0 0
(有)アキ建設	遠藤 秋彦	松田町神山 356-3	8 2 - 0 2 0 3
(株)門屋建設	二宮 雅樹	松田町神山 430	8 3 - 6 3 0 4
(有)小宮石材	小宮 晶子	松田町寄 5924	8 9 - 3 2 0 5
(有)山崎土木	瀬戸 謹子	松田町神山 180-11	8 3 - 1 8 6 9
(有)山岸工務店	山岸 勝一	松田町寄 5325	8 9 - 2 1 2 1
(有)熊澤建設	熊澤 幸夫	松田町松田庶子 771	8 2 - 1 5 9 3
(有)熊沢住宅工業	熊沢 哲	松田町寄 2531	8 9 - 2 0 2 2
増井工業(株)	増井 裕一郎	松田町神山 250	8 3 - 5 5 9 4
(有)山下建材	山下 喜光	松田町神山 17	8 3 - 6 0 1 4
(有)矢崎工務店	矢崎 吉一	松田町松田惣領 1792	8 2 - 0 4 3 2

【資料33】緊急通行車両確認申出書

別記様式第3(第6条関係)

		年 月 日
神奈川県公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
緊急 連絡先	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

【資料34】緊急輸送車両確認申出書

別記様式第6(第6条関係)

		年 月 日
神奈川県公安委員会 殿		
緊急輸送車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	( ) 局 番
	氏名又は 名称	
緊急 連絡先	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

【資料35】

(様式第1)

年 月 日

神奈川県知事 様

松田町長

(公印省略)

自衛隊の災害派遣要請の要求について(要請)

災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を求めます。

1 災害の状況及び 派遣要請事由	
2 派遣希望期間	年 月 日から応急措置終了まで
3 派遣希望区域	
4 派遣希望活動内容	
5 その他参考となる 事項	
6 松田町の連絡先	連 絡実施者： N T T電話： N T T F A X： 県 防災行政通信網： 県防災行政通信網 F A X： 衛 星電話：
7 要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分

【資料36】

(様式第2)

年 月 日

陸上自衛隊 様

松田町長

(公印省略)

松田町の被害状況について(通知)

松田町内に大規模な災害が発生し、県知事に災害派遣要請の要求ができないため、災害対策基本法第68条の2に基づき、次のとおり通知します。

1 災害の状況	
2 派遣希望期間	年 月 日から応急措置終了まで
3 派遣希望区域	
4 派遣希望活動内容	
5 その他参考となる事項	
6 松田町の連絡先	連絡実施者： N T T 電話： N T T F A X： 県 防災行政通信網： 県防災行政通信網 F A X： 衛 星電話：
7 要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分

【資料37】

(様式第3)

## 自衛隊災害派遣に係る活動記録

松田町

日 時	相 手 方	要 請・活動内容等

【資料38】

(様式第4)

年 月 日

神奈川県知事 様

松田町長

(公印省略)

自衛隊の災害派遣の撤収について(要請)

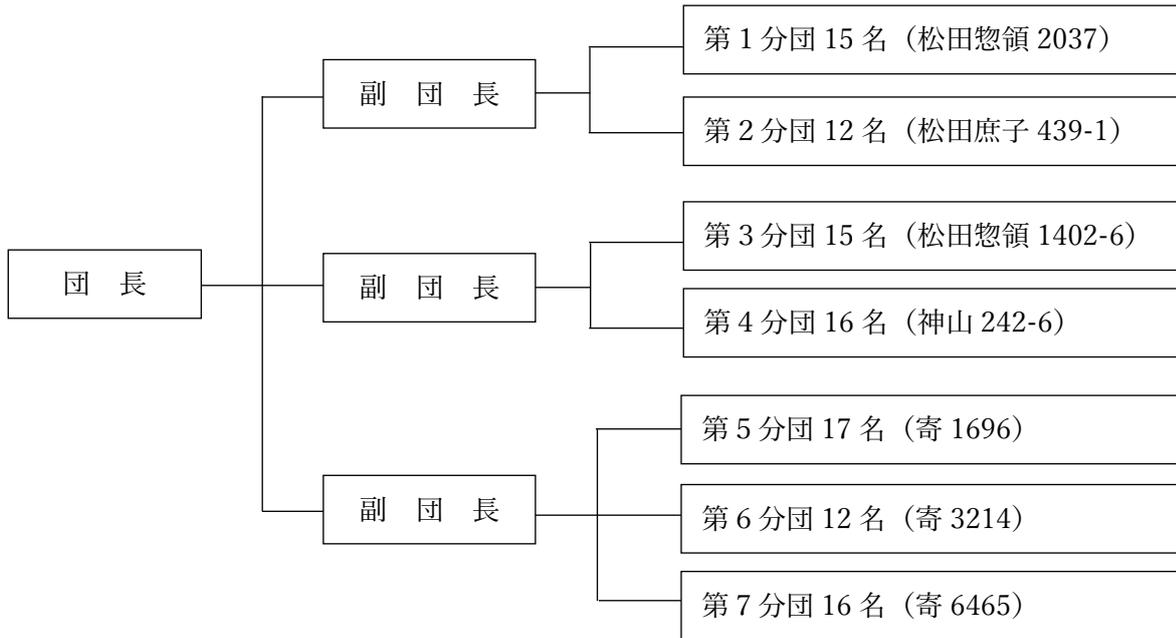
年 月 日 時 分頃発生した地震災害に対する救援活動のため、年 月  
日付け要請した部隊派遣につきましては、おかげさまで所期の目的を達成いたしましたので、  
年 月 日 時 分を持ちまして撤収をお願いいたします。

〔 事務担当は、 課 担当  
電話 〕

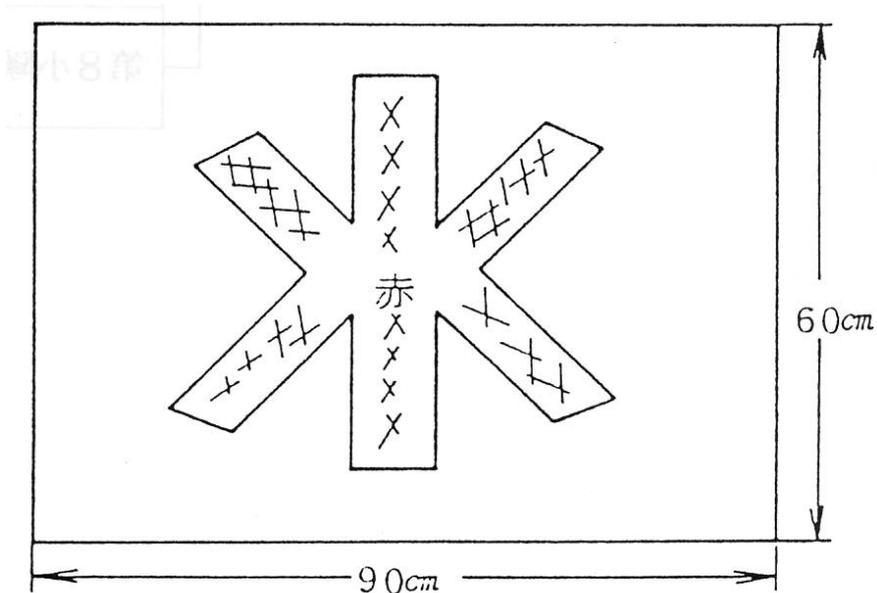
【資料39】 関係警察機関一覧表

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松 田 警 察 署	松田町松田庶子 477-1	82-0110
新松田駅前派出所	松田町松田惣領 1356	82-0110
寄 駐 在 所	松田町寄 2540	89-2110

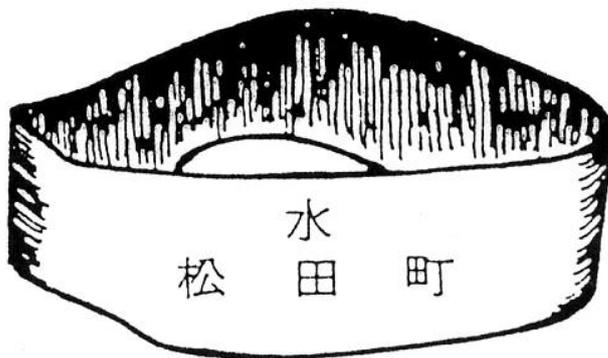
【資料40】 消防団編成図 (R5.11.27現在)



【資料41】 水防標識



【資料4 2】 水防腕章

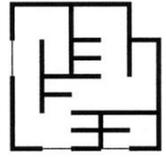
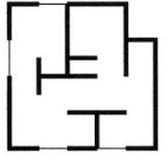
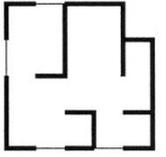
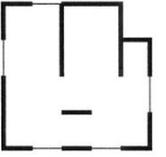
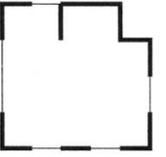


【資料4 3】 水防信号

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○ 休 止      ○ 休 止      ○ 休 止	約5秒   約15秒   約5秒   約15秒   約5秒 ○--- 休 止   ○--- 休 止   ○---
第2信号	○--○--○   ○--○--○   ○--○--○	約5秒   約6秒   約5秒   約6秒   約5秒 ○--- 休 止   ○--- 休 止   ○---
第3信号	○-○-○-○   ○-○-○-○   ○-○-○-○	約10秒   約5秒   約10秒   約5秒   約10秒 ○--- 休 止   ○--- 休 止   ○---
第4信号	乱                      打	約1分   約5秒   約1分 ○--- 休 止   ○---

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 備考
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと
  - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする

【資料4-4】建造物の耐震診断基準（参考）

A 地盤・基礎	基礎	鉄筋コンクリート 布基礎	無筋コンクリート 布基礎	ひび割のある コンクリート造基礎	その他の基礎 (玉石、石積)
	地盤				
	岩盤、砂礫層、洪積台地または同等の地盤	1.0点	1.0点	0.7点	0.6点
	30mよりも浅い沖積層埋め立て地および盛り土地で大規模な造成工事によるもの	0.8点	0.7点	0.5点	0.3点
30mよりも深い沖積層海、川、池、沼、水田等の埋め立て地および丘陵地の盛り土地で小規模な造成工事によるもの、液状化の可能性があるところ	0.7点	0.5点	0.3点	0.1点	
B形状	平面的に整形	平面的に不整形	立体的に整形	立体的に不整形	
	1.0点	0.9点	1.0点	0.8点	
C壁面の配置	つりあいのよい配置	外壁の1面に壁が1/5未満	外壁の1面に壁がない(全開口)		
	1.0点	0.9点	0.7点		
D筋交いの有無	筋交いあり	筋交いなし			
	1.5点	1.0点			
E壁の割合					
	平屋 1.5点 2階建 1.2点	平屋 1.5点 2階建 1.0点	平屋 1.2点 2階建 0.7点	平屋 1.0点 2階建 0.5点	平屋 0.7点 2階建 0.3点
F老朽度合い	健全	老朽化している	腐ったり、シロアリに喰われている		
	1.0点	0.9点	0.8点		

(評点)  $A \times B \times C \times D \times E \times F =$

(判定)

総合評点	1.5以上	1.0以上1.5未満	0.7以上1.0未満	0.7未満
判定	安全	一応安全	やや危険	倒壊または大破壊の危険あり

(出典) 『わが家の防災ハンドブック(災害からのちと生活を守るために)』(川崎市)  
『自分でわが家の耐震診断ができます』(東京都)

【資料45】

松田町地震災害警戒本部条例

(昭和54年12月15日条例第18号)

改正 平成12年3月22日条例第9号 平成25年3月22日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、松田町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 町の教育委員会の教育長

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(5) 小田原市消防本部の消防長がその職員のうちから指名する者

(6) その他町長が必要と認める機関のうちから町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから、町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第19号)

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

【資料46】 土砂災害警戒区域（がけ崩れ）等一覧

令和5年5月16日現在

No.	区域名	下端延長 (m)	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	指定面積 (㎡)
1	寄1	333.0	44.7	43.6	24,861
2	寄2	297.0	46.0	68.9	18,976
3	寄3	586.0	50.7	65.1	34,211
4	寄4	676.0	49.9	54.3	48,055
5	寄5	911.0	94.1	53.5	70,208
6	寄6	1,792.0	37.3	75.6	81,152
7	寄7	1,583.0	85.1	72.3	90,148
8	寄8	1,118.0	72.1	77.5	45,544
9	寄9	1,158.0	100.7	80.3	70,935
10	寄10	863.0	20.8	64.7	38,997
11	寄11	1,471.0	72.0	68.4	86,895
12	寄12	1,743.0	86.7	81.0	108,642
13	寄14	669.0	21.0	71.2	49,206
14	寄14	1,387.0	42.0	68.2	79,358
15	寄15	1,092.0	61.0	70.1	63,966
16	寄16	670.0	36.6	62.3	34,203
17	寄17	1519.0	86.2	73.0	107,665
18	寄18	25.0	8.0	35.6	970
19	寄19	789.0	92.9	58.6	56,272
20	寄20	562.0	104.0	45.7	76,218
21	寄21	169.0	52.1	36.5	13,765
22	寄22	92.0	103.0	34.1	16,299
23	寄23	1,348.0	43.9	59.8	78,675

24	寄24	408.0	10.8	78.0	12,522
25	松田庶子1	310.0	57.3	39.2	33,221
26	松田庶子2	135.0	51.4	40.5	14,442
27	松田庶子3	549.0	72.9	48.1	37,117
28	松田庶子4	856.0	65.7	59.0	58,814
29	松田庶子5	769.0	29.9	77.6	27,034
30	松田庶子6	579.0	69.1	43.0	52,353
31	松田庶子7	964.0	55.0	55.7	63,753
32	松田庶子8	1,150.0	27.6	70.9	40,862
33	松田庶子9	479.0	10.6	42.8	16,219
34	松田惣領1	353.0	181.9	30.4	66,014
35	松田惣領2	411.0	71.7	47.2	31,671
36	松田惣領3	709.0	70.0	61.0	53,636
37	松田惣領4	184.0	6.1	42.4	5,217
38	松田惣領5	2,013.0	67.9	61.1	135,710
39	松田惣領6	450.0	195.9	52.5	65,354
40	松田惣領7	838.0	106.3	59.1	94,787
41	松田惣領8	40.0	130.0	36.1	9,443
42	神山1	509.0	87.6	63.9	34,395
43	神山2	776.0	50.3	74.2	51,327
44	神山3	448.0	17.2	77.0	16,873

【資料4-7】 土砂災害警戒区域（土石流）等一覧

[土砂災害警戒区域]

令和5年5月16日現在

番号	所在地		区域名	
1	松田町	寄	後沢	74016
2	松田町	寄	谷戸沢	74017
3	松田町	寄	虫沢川	74018
4	松田町	寄	名納側	74019
5	松田町	寄	六間沢	74020
6	松田町	寄	猪沢	74021
7	松田町	寄	北ノ開戸沢	74022
8	松田町	寄	ハチノ沢	74023
9	松田町	寄	ハチノ沢右支川	74023-1
10	松田町	寄	井戸沢	74024
11	松田町	寄	清流沢	74025
12	松田町	寄	杉ノ沢	74026
13	松田町	寄	中ノ沢	74027
14	松田町	寄	商入屋敷沢	74028-1
15	松田町	寄	滝郷沢	74028-2
16	松田町	寄	観音沢	74303
17	松田町	寄	六ノ沢	74901
18	松田町	寄	三本沢	74902
19	松田町	寄	宮ノ沢	74903
20	松田町	寄	中津川右支川	74904
21	松田町	寄	虫沢川左支川ー2	74907
22	松田町	寄	虫沢川左支川ー1	74908
23	松田町	寄	中津川	74028
24	松田町	寄	マツチガオ沢	74028-3
25	松田町	寄	荒井沢	74029
26	松田町	寄	水神沢	74030
27	松田町	寄	井戸入沢	74031
28	松田町	寄	中山沢	74032
29	松田町	寄	村山沢	74033
30	松田町	寄	村山沢左支川	74034
31	松田町	寄	田代向沢	74035
32	松田町	寄	上川沢	74304
33	松田町	寄	シンナシ沢	74305

34	松田町	寄	歌ノ沢	74306
35	松田町	寄	萱沼沢	74307
36	松田町	寄	稻郷沢	74905
37	松田町	寄	五軒沢	74909
38	松田町	寄	河土川左支川	74910
39	松田町	松田庶子	大沢	74001
40	松田町	松田庶子	ムジナ沢	74002
41	松田町	松田庶子	新堀沢	74003
42	松田町	松田庶子	天神沢	74004
43	松田町	松田庶子	旗矢沢	74005
44	松田町	松田庶子	上毛勝沢	74006
45	松田町	松田庶子	常光沢	74007
46	松田町	松田庶子	唐沢	74008
47	松田町	松田庶子	河南沢	74009
48	松田町	松田惣領	沢入沢	74010
49	松田町	松田惣領	延命寺沢	74011
50	松田町	松田惣領	飲之沢	74012
51	松田町	松田惣領	水飲沢	74013
52	松田町	神山	和田沢	74015
53	松田町	松田惣領	導切沢	74300
54	松田町	松田惣領	枇杷沢	74301
55	松田町	神山	神山沢	74302
56	松田町	松田惣領	椋木沢	74900
57	松田町	神山	神山滝沢	74014
58	松田町	神山	川音川左支川	74906

## [土砂災害特別警戒区域]

令和5年5月16日現在

番号	所在地		区域名	
1	松田町	寄	後沢	74016
2	松田町	寄	谷戸沢	74017
3	松田町	寄	ハチノ沢右支川	74023-1
4	松田町	寄	清流沢	74025
5	松田町	寄	六間沢	74020
6	松田町	寄	滝郷沢	74028-2
7	松田町	寄	観音沢	74303
8	松田町	寄	六ノ沢	74901
9	松田町	寄	中津川右支川	74904
10	松田町	寄	虫沢川左支川—2	74907
11	松田町	寄	虫沢川左支川—1	74908
12	松田町	寄	荒井沢	74029
13	松田町	寄	井戸入沢	74031
14	松田町	寄	中山沢	74032
15	松田町	寄	上川沢	74304
16	松田町	寄	シンナシ沢	74305
17	松田町	寄	歌ノ沢	74306
18	松田町	寄	稲郷沢	74905
19	松田町	松田庶子	ムジナ沢	74002
20	松田町	松田庶子	新堀沢	74003
21	松田町	松田庶子	天神沢	74004
22	松田町	松田庶子	旗矢沢	74005
23	松田町	松田庶子	唐沢	74008
24	松田町	松田惣領	沢入沢	74010
25	松田町	神山	和田沢	74015
26	松田町	松田惣領	導切沢	74300
27	松田町	松田惣領	枇杷沢	74301
28	松田町	神山	神山滝沢	74014
29	松田町	神山	川音川左支川	74906

## 【資料48】

### ペット避難ガイドライン（災害に備えてペットの飼い主さんがすべきこと。）

災害時、ペットを守ることができるのは飼い主だけです。

まずは、ご自身の安全を確保し、ペットとご自身を守る行動をとってください。

#### 1 災害発生時にはペットと共に避難（同行避難）

「同行避難」とは「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで避難すること。」と環境省ガイドラインで示されており、避難所で人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。自宅での安全が確保されていれば、在宅避難も選択肢の一つです。

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/l\\_law/disaster.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/l_law/disaster.html) 環境省HP「ペットの災害対策」

#### 2 災害時のペットとの避難生活は、自助・共助が基本

災害時人命が最優先される中、ペットを守れるのは飼い主だけです。また、ご近所の方、他の飼い主さんなどと協力してペットを守ることも大事です。

「自助」自分とペットの身は自分で守ること

「共助」近隣住民や飼い主さん同士の助け合い、広域の助け合い、他の組織を交えた助け合い

#### 3 日頃からマナーを守ってペット飼育

飼い主は災害時を想定して、日ごろからペットを適切に飼育しておくことが重要です。自宅で飼育する際のマナー（鳴き声、匂い、自宅敷地外への猫の放し飼いなど）や、散歩時のマナー（糞尿の始末など）を日頃から守ることが、避難所での「共助」や、避難生活をスムーズに行う際に役立ちます。

#### 4 住まいや飼っている場所の防災対策

災害発生時に、まず身を守るため、住まいや飼育場所の安全を前もって確保しましょう。

①家具やケージの固定、転倒防止、落下防止などを行う。

②ケージなどペットの避難場所（隠れ場所）を確保しておく。

③屋外飼育の場合、外塀やガラス窓の近くを避けるなど、安全な場所を飼育場所とする。

④家の耐震化を行う。（特に多頭飼育、エキゾチックアニマルを飼育している場合）

⑤日常のしつけや健康管理

⑥飼い主がペットを制御できないまま飼育していたり、管理しきれない数のペットを飼育していたり、屋外に放し飼いにしていたりすると、災害時にペットを守ることができません。避難場所へ一緒に避難することも難しいでしょう。また、避難所などでは、必ずしも飼い主とペットと一緒に過ごせるわけではありません。災害時、自宅はもちろん、自宅以外の避難場所で生活することも想定して、日頃からその備えをしておく必要があります。

#### 5 日頃の健康管理

①毎年1回の狂犬病予防注射（義務）及び定期的なワクチン接種

②寄生虫の予防（犬フィラリア、ノミ・ダニなど）

③不妊（避妊去勢手術）措置

## 6 避難所で生活できるようにすること

- ①人や他の動物、音、物を怖がらず、他の人や動物といても落ち着いていられるよう慣らす。
- ②ケージやキャリー、段ボールの中に入ることを嫌がらないよう慣らす。
- ③体のどこでも触れるようにしておく。
- ④シャンプーやトリミングなどで体を清潔にしておく。

### ⑤犬の場合

- ・呼んだらすぐに来るようにしておく（呼び戻し）。
- ・むやみに吠えないようしつける。
- ・決められたところで排泄できるようにする。できれば室内で、できるように。
- ・災害時、外の地面はがれきや古釘等があり怪我をする恐れがあるので注意。

### ⑥猫の場合

- ・室内で飼育する。
- ・ペットのための避難用品を準備しておく。
- ・キャリーや首輪、トイレ用品など、持ち出すものは普段から使用しているもの。

## 7 必要な準備など

### ①ペットの療養食や常備薬（必要な場合）

### ②ペットの食事と水(5日分以上)・容器

### ③予備の首輪やリードを準備

- ・伸びるリードは制御しにくいいため、通常のを。ハーネスは後ずさりでは抜けないもの。

### ④他に必要な物

- ・飼い主の連絡先、ペットの情報、飼い主とペットと一緒に写った写真（最近のもの）
- ・クレート（必須）、キャリー、ペットのトイレ用品(ペットシートや猫の砂等)
- ・ガムテープ（ケージの補修など色々な使い方ができます。）
- ・洗濯ネット（猫の場合）やバスタオル（小型犬の場合）
- ・所有者明示 ※災害時、普段は大人しいペットでも、驚いて家を飛び出す、リードを引きちぎって逃げ出してしまふことがあります。保護されたとき、飼い主さんがすぐに分かるよう、普段から所有者明示をしておきましょう。

### ⑤犬は、首輪に犬鑑札、狂犬病予防注射済票、迷子札を装着

- ・犬の登録・注射・マイクロチップを挿入（所有者情報を最新のものにしておく）

### ⑥猫は、首輪に迷子札を装着、マイクロチップを挿入（所有者情報を最新のものにしておく）

## 8 その他

- ・避難方法などのマイタイムラインを作成しましょう。
- ・近くの学校や公園などが避難所や場所に指定されていますので、避難が必要になった時、ペットとどこにどのように避難するか、予め確認して決めておきましょう。通常、避難は徒歩で行いますので避難先までの道は、複数考えておきましょう。

また、ペット連れは、車両による避難も有効な手段です。

災害でペットが負傷した場合のために、近隣の動物病院を調べておきましょう。

- ・災害時にペットを一時的に預かってもらえる友人・親戚も普段から相談しておきましょう。

# 主な協定一覧

## 【消防1】

### 秦野市と松田町消防相互応援に関する協定

秦野市と松田町（以下「協定市町」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第 226号）第21条第2項の規定により消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員その他必要な資機材（以下「消防隊」という。）を相互に出場させ、災害による被害を最少限度に防止することにより地域の公共の安全を保持することを目的とする。

#### （応援）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、協定市町の長は、相手方の協定市町の区域内において災害が発生した場合で、当該協定市町の長の要請を受けたときは、直ちに消防隊を出場させ応援活動を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出動した消防隊が属する協定市町の長の要請により出場したもののみなす。

#### （要請）

第3条 協定市町の長は、前項第1項に規定する応援活動の要請をする場合においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概要及び応援活動を要請する理由
- (2) 必要とする消防隊の数
- (3) 応援活動の内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定により応援活動の要請を受けた協定市町の長は、自己の区域内に災害が発生した場合等のやむを得ない理由があるときは、消防隊を出場させないことができる。この場合において、要請した協定市町の長にその旨を速やかに通知しなければならない。

#### （指揮）

第4条 応援活動のため出場した消防隊は、災害が発生した協定市町の現場の最高指揮者の指揮により行動しなければならない。

#### （費用負担）

第5条 応援活動に要する経費等の負担は、法令その他に別に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 応援活動のために要した経常的経費は、応援活動を行った協定市町の負担とする。ただし、機器資材等で、要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物又はその実費を応援を受けた協定市町が負担する。
- (2) 消防隊の応援活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給、給食等を必要とするときは、応援活動を受けた協定市町において現物により、又は実費を負担して行うものとする。
- (3) 消防隊員が応援活動に当り負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援活動の要請を受けた市町が行うものとする。災害が発生した場所への出場又は帰路において負傷等した場合も、また同様とする。

(4) 消防隊員が応援活動に当たり他人に損害を与えたときは、応援活動の要請をした協定市町がその損害の責に任ずる。ただし、災害が発生した場所への出場又は帰路において生じたものは、この限りでない。

(報 告)

第6条 応援活動のため出場し、その職務を完了したときは、別記様式により消防隊の応援活動の内容を出場を要請した協定市町の長に報告するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定める事項又は定めのない事項に疑義を生じたときは、双方が信義に基づき誠実に協議することにより決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印して当事者がそれぞれ1通を保有する。

平成4年11月1日

協 定 者

秦野市長	柏 木 幹 雄
松田町長	平 野 興 二

文 書 番 号

年 月 日

様

消防長名又は消防団長名

応 援 隊 消 防 活 動 通 知 書

災 害 種 別			覚知別		
発 災 日 時	年 月 日		時 分 ごろ		
発 災 場 所	市 町 丁目 番地 号				
	方				
受 信 時 間	時 分		要請者名		
出 場 消 防 隊 の 活 動	消防隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰署時分	走行距離
現 場 指 揮 者 と の 連 絡					
消 防 隊 の 活 動 状 況					

## 【消防2】

### 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第 226号）第21条の規定に基づいて、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「協定市町」という。）の長（以下「市町長」という。）は、消防団の消防相互応援に関して次のとおり協定する。

第1条 この協定は、火災及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止し、安寧秩序を保持することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、災害が発生した場合に発生地の市町長の要請によって、消防団員その他必要な機器、資材等（以下「消防隊等」という。）を出場させ、若しくは調達して応援活動を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害発生地の境界が確認できない災害にあつては、災害発生地の市町長から要請があつたものとみなし、当該災害発生地に隣接する協定市町は、応援活動を行うものとする。

第3条 応援の要請を行う場合には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概要及び応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他要請に必要な事項

2 前項に規定する応援要請の内容は、消防力や消防事象の実情に即して応援を要請する市町長が決定するものとする。

第4条 応援要請を受けた市町長は、直ちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、災害又はやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5条 応援出場した消防隊等は、災害地の市町長の指揮により行動するものとする。

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあつたものを除くほか次による。

- (1) 第2条に規定する応援に要した経費は、応援を要請した協定市町が負担するものとする。ただし、同条第2項に規定する応援活動で軽易な応援にあつては、応援に要した経費はその応援を行った協定市町が負担するものとする。
- (2) 消防団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った応援処置の経費は、応援を要請した協定市町の負担とする。
- (3) 消防団員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を要請した協定市町がその賠償の責めを負う。ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第7条 応援出場した市町長は、速やかに応援隊消防活動報告書（別紙様式）により、応援を要請した市町長に提出するものとする。

第8条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、市町長が 協議の上決定するものとする。

この協定を証するため本書6通を作成し、それぞれ各市町で1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成4年11月1日から施行する。

平成4年10月14日

協 定 者

南足柄市長	鈴木 佑
中井町長	石塚武典
大井町長	瀬戸洋二
松田町長	平野興二
山北町長	田代圭司
開成町長	山本久雄

別記様式（第7条関係）

（文書番号）

年 月 日

（市 町 長 名） 様

（市 町 長 名） 印

応 援 隊 消 防 活 動 報 告 書

災害種別			覚知別		
発災日時	年 月 日 時 分ごろ				
発災場所	市 町 丁目 番地 号				
	方				
受信時間	時 分		要請者名		
出場消防隊 の 活 動	消防隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰署時分	走行距離
現場指揮者 との連絡					
消防隊の 活動状況					

## 【応援1】

### 災害時における相互応援に関する協定書（松田町と横芝光町）

松田町と光町は、いずれかの町域に災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう）が発生した場合において、被災町の要請に応じて、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

#### （応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする・

- （1）食料・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の一提供
- （2）被災者の救出救急医薬品及び施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）消火・救護等応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （4）ボランティアの斡旋
- （5）児童生徒の受入れ
- （6）その他特に要請があった事項

#### （応援の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭・電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資の種類及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては職員の職種及び人員
- （4）活動内容並びに応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）その他必要な事項、

#### （応援の実施）

第3条 応援を要請された町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

#### （連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう次のとおり連絡責任者を置く。

- （1）松田町庶務課長
- （2）光町総務課長

#### （経費の負担）

第5条 応援要請に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、応援要請をした町の負担とする。

#### （災害補償等）

第6条 第1条第3号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が、援助、応急復旧等の応援活動又は被災した町の往復途中に死亡、負傷し、若しくは疫病にかかった場合又はその活動により負傷し、疫病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、派遣した町が補償する。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した町への往復途中に生じたものを除き応援を受けた町がその賠償をする。

(体制の整備)

第7条 この規定に基づき応援が円滑に行われるよう、双方、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、一双方が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成11年9月1日から適用する。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成11年8月10日

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037番地

松田町長 島村 俊介

千葉県匝瑳郡光町宮川 11902番地

横芝光町長 向後 肇

## 【応援2】

### 災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町及び松田町）

秦野市、中井町、大井町及び松田町（以下「一市三町」という。）は、地震等の災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、一市三町が相互に応援して、地震等の災害が発生した場合における被災者の救護、救援等を実施するとともに、被災地の応急対策及び復旧事業を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

#### （連絡担当部署の設置及び通信連絡網の整備）

第2条 一市三町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 一市三町は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網の整備にそれぞれ努めるものとする。

#### （相互応援の内容）

第3条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 職員の派遣及ボランティア（保険加入者に限る。）のあっせん
- (3) 次に掲げる物資等の提供及びあっせん
  - ア 食糧、飲料水その他の生活必需品
  - イ 資機材、車両及び物資
- (4) 次に掲げる施設の提供及びあっせん
  - ア 傷病者を受け入れる医療機関
  - イ 被災者、滞留者等を一時保護するための施設
  - ウ 一市三町の行政境界に隣接する避難所
  - エ その他応急復旧等に必要となる施設
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

#### （相互応援の要請方法）

第4条 相互応援を受けようとする市又は町は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話、電子メール等により相互応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 相互応援の内容
- (5) 相互応援を担当する責任者の職、氏名及び連絡先
- (6) 一前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### （相互応援の受入れ体制）

第5条 一市三町は、災害時における相互応援の要員、物資等を受け入れるための施設及び場所をそれぞれあらかじめ定めておくものとする。

(経費等の負担)

第6条 相互応援に要する経費等の負担は、別に協議して定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 相互応援に要する経費は、相互応援の要請を受けた市又は町が負担する。ただし、経費の額が著しく大きい場合においては、協議のうえ定めるものとする。

(2) 相互応援に職員が従事した場合において、その職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、相互応援の要請を受けた市又は町が行うものとする。

(3) 相互応援に職員が従事した場合において、その職員が職務を遂行するに当たり第三者に損害を与えたときは、相互応援の要請をした市又は町がその賠償の責任を負うものとする。ただし、相互応援の場所への往復経路において生じさせたものは、相互応援の要請を受けた市又は町がその賠償の責任を負うものとする。

(訓練及び啓発事業)

第7条 一市三町は、相互応援を円滑に実施するために必要な訓練を行うとともに、職員及び住民の防災意識を高める講演会の開催等を内容とする啓発事業を適時実施するものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 一市三町は、防災施策に関する情報を定期的に交換し、及びこの協定による迅速かつ効果的な相互応援体制の整備を推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、一市三町がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の成立を証するため本書4通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月16日

秦野市長 二宮 忠夫

中井町長 尾上 信一

大井町長 間宮 恒行

松田町長 島村 俊介

## 【応援3】

### 災害時における相互援助に関する協定書（県西地域広域市町村圏を構成する市町）

（趣旨）

第1条 県西地域広域市町村圏を構成する市町（以下「関係市町」という。）の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力に関しては、この協定に定めるところによる。

（連絡担当部課）

第2条 関係市町は、別表のとおり相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模な災害が発生し援助を受けようとするときは、速やかに関係市町に連絡するものとする。

（援助の種類）

第3条 この協定による援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）住民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受け入れ
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）ヘリコプターの臨時離着陸場の相互利用
- （6）前各号に定めるもののほか、被災関係市町が特に必要があると認めたもの

（援助要請の手続）

第4条 援助を受けようとする関係市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、援助を行った関係市町に対して、速やかに文書（別記様式）を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、規格、数量、人員等
- （3）前条第4号に掲げる職員の事務職、技術職、技能職の職種別人員
- （4）援助を受ける場所及びその到達経路
- （5）援助を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（援助経費の負担）

第5条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるところとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、援助を行う関係市町が負担する。
- （2）救援物資の調達その他援助に要する経費は、援助を受ける関係市町が負担する。

（災害補償等）

第6条 第3条第4号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が、救助、応急復旧等の活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償の責めは、派遣した関係市町が負うものとする。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した関係市町への往復途中に生じたものを除き、派遣を受けた関係市町がその賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第7条 関係市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うもの

とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期間)

第9条 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、関係市町が署名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成8年2月23日

県西地域広域市町村圏

小田原市荻窪 300番地

小田原市長 小澤 良明

南足柄市関本 440番地

南足柄市長 鈴木 佑

中井町比奈窪 56番地

中井町長 岩本 勇

大井町金子1, 995番地

大井町長 瀬戸 洋二

松田町松田惣領2, 037番地

松田町長 平野 興二

山北町山北1, 356番地

山北町長 田代 圭司

開成町延沢 773番地

開成町長 山本 久雄

箱根町湯本 256番地

箱根町長 小川 欣一

真鶴町岩 244番地1

真鶴町長 三木 邦之

湯河原町中央2丁目2番地1

湯河原町長 米岡 幸男

立会人

開成町吉田島2, 489番地

神奈川県足柄上地区行政センター

所長 込山 昌士

小田原市本町2丁目3番24号

神奈川県西湘地区行政センター

所長 劔持 多嘉雄

別表（第2条関係）

連絡担当部課

市町名	連絡担当部課	電話番号	FAX番号
小田原市	防災危機管理部防災対策課	直通0465-33-1855	0465-33-1858
南足柄市	市民部防災安全課	代表0465-74-2111	0465-72-1328
中井町	総務課	代表0465-81-1111	0465-81-4676
大井町	防災安全室	代表0465-83-1311	0465-82-9965
松田町	庶務課	代表0465-83-1221	0465-83-1229
山北町	総務防災課	代表0465-75-1122	0465-76-4564
開成町	町民サービス部環境防災課	代表0465-83-2331	0465-82-5234
箱根町	総務課	代表0460- 5-9562	0460- 5-7577
真鶴町	危機管理課	代表0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町	地域政策課	代表0465-63-2111	0465-62-1991

連絡担当部課に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

号  
年 月 日

様

住 所  
氏 名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1)被 害 の 状 況	
(2)援助の種類及び 内容	
(3)援助を要する 職種別人員	
(4)援助場所、到達 経路	
(5)援助を受ける 期間	
(6)その他援助に 必要な事項	

## 【場 所】

### 災害時における福祉避難所としての施設利用等に関する協定書

松田町（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 宝珠会（以下「乙」という。）は、松田町内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、松田町地域防災計画に基づく福祉避難所（二次的な避難施設）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設を、被災した災害時要支援者を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、要援護高齢者で、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者を一時的に受け入れる施設をいう。

#### （福祉避難所利用対象者）

第3条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、松田町内で発生した災害により被災した、要介護高齢者を中心とした災害時要支援者及びその家族、または介護者並びに甲の避難所での生活に支障があると認められるものとする。ただし、その家族または介護者は原則1名とするが、災害時要支援者及びその家族の状況により複数人でも受入れるものとする。

#### （福祉避難所として利用できる施設）

第4条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、松田町内の乙が運営する施設とする。

#### （福祉避難所の開設依頼）

第5条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を依頼するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を依頼する際は、事前に、乙に対してその旨を福祉避難所開設依頼通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

#### （福祉避難所の開設及び受け入れ）

第6条 乙は、甲から前条の規定による依頼を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに情報連絡員等を福祉避難所に配置するものとする。

#### （対象者の移送）

第7条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該利用対象者の家族等の介護者又は支援者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。

2 甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができるものとする。

（福祉避難所の管理運営等）

第8条 災害時の福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対して必要な情報を迅速に提供するよう努める。

3 甲は、日常生活品、食料及び医薬品、医療材料等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

4 前項の要請があったときは、乙は協力するよう努めるものとする。

5 乙は、福祉避難所利用対象者の適切な援護のため、必要に応じて支援員の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第9条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適切な方法により算出した金額を甲が負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第10条 甲及び乙は、本協定の締結後、受け入れ可能人員、必要物品等についてあらかじめ協議するものとする。

（開設期間）

第11条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は甲乙で協議するものとし、甲は当該協議に基づき、福祉避難所使用許可期限延長申請書（第2号様式）により、乙に期間の延長を申請するものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第12条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対し福祉避難所閉鎖届（第3号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（訓練への参加）

第13条 乙は、甲の実施する防災訓練への参加依頼があった場合は、協力するよう努めるものとする。

(支援員の派遣)

第14条 甲は、避難所で災害時要支援者の適切な援護の必要があるときは、乙に資格のある介護員等の支援員の派遣を依頼し、その場合、乙は、業務に支障のない範囲内で協力するものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 松田町松田惣領2037番地  
松田町長 本山博幸



乙 松田町寄3090番地1  
社会福祉法人 宝珠会  
理事長 内藤和か子



## 【燃 料】

### 災害時における燃料等の供給に関する協定書

(趣旨)

**第1条** 松田町(以下「甲」という。)と日本BCP株式会社(以下「乙」という。)は、松田町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における燃料等の供給について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第2条** 本協定は、甲乙の協力により、災害時における応急復旧作業等で必要とされる燃料等の供給について、業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

(協力の内容)

**第3条** 乙は、甲から以下に掲げる燃料等の供給について協力を要請された場合は、商業的合理的な範囲でこれに応じる。なお、輸送は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

- (1) A重油
- (2) 軽油
- (3) ガソリン
- (4) 灯油
- (5) 飲料水
- (6) その他甲が指定する物資

(協力の要請)

**第4条** 前条の規定による甲の要請は、次の各号に掲げる事項について電話等により要請した後、速やかに協力要請書(様式第1号)を乙に提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請するものの種類及び数量
- (3) 搬入日、搬入場所
- (4) 輸送方法
- (5) その他必要な事項

(車両の通行)

**第5条** 甲は、乙が燃料等を運搬及び供給する際には、車両の緊急通行車両等確認標章の発行又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援する。

(報告)

**第6条** 乙は、供給協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告した後、速やかに乙は甲に協力結果報告書(様式第2号)を提出するものとする。

- (1) 種類及び数量
- (2) 搬入日、搬入場所
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

**第7条** 乙が供給協力の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の請求及び価格の決定)

**第8条** 乙は、第5条の規定による協力結果報告書の提出後、甲の認定を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時（提供時）の一般的な販売価格（一般的な販売価格が不明確な場合には、乙が災害発生時（提供時）に第三者に対して提供している価格の平均値とする。）を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

**第9条** 供給協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（支援体制の整備）

**第10条** 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ会社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（連絡体制及び情報交換）

**第11条** 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ本協定に関する連絡窓口を定めるとともに、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

（情報管理）

**第12条** 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、また第三者に公表し漏らしてはならない。

（防災活動への協力）

**第13条** 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- （1）甲が実施する防災啓発事業への協力
- （2）甲が実施する防災訓練への参加協力
- （3）その他、甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（協議）

**第14条** 本協定について定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定書の有効期間）

**第15条** 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年 月 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1カ月前までに相手方に対し、書面による協定終了の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

附 則

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年7月6日

甲 松田町松田惣領2037

松田町長 本山博幸

乙 東京都千代田区神田東松下町48 ism 神田2階 日本BCP株式会社

代表取締役 角谷育則

## 【廃棄物】

### 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に關し、松田町(以下「甲」という。)が公益社団法人神奈川県産業資源循環協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿をいい、詳細については別表に示す。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、第5条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次に掲げる事項を記載した文書をもって、神奈川県(以下「県」という。)を通じて行う。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 要請内容
- (2) その他必要な事項

2 甲は、災害により県が組織として機能しない等、県を通じて協力要請を行い難しい場合は、前項各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。

(災害廃棄物処理等の実施)

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員(以下「乙会員」という。)を甲が定める規則等に基づき決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

(1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 乙会員が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要する費用は、甲が負担し、その価格は甲と乙会員が協議のうえ決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の関係法令等による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条に規定する費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第9条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(平時における協力体制)

第11条 甲が必要と認めた場合は、乙に随時この協定に係る協会の状況等の情報提供を求めることができる。

2 甲又は乙が防災訓練等の必要を認めた場合には、相互協力に努める。

(連絡窓口)

第12条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては松田町環境上下水道課、乙においては公益社団法人神奈川県産業資源循環協会事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和4年7月27日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

附則

この協定は令和4年7月27日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和4年7月27日

甲 松田町松田惣領2037  
松田町長 本山博幸

乙 横浜市中区山下町1番地  
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会  
会長 藤枝慎治

## 松田町地域防災計画

制 定	令和6年5月
編集・発行	松田町防災会議・安全防災担当室
住 所	〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037
電 話	0465-84-5540
F A X	0465-83-1229